

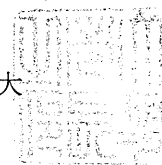
大野市告示第147号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この処分は、県営土地改良（区画整理）事業 下舌・上黒谷地区（第2工区）に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力が生ずるものとする。

平成26年12月24日

大野市長 岡田高大



字の区域変更内容については、別紙変更調書のとおり。

## 字の区域の変更調書

県営土地改良（区画整理）事業

下舌・上黒谷地区（第2工区）

次の区域を上黒谷4字無二山に編入する。

大字	字	地番
上黒谷	9字 重馬	65の一部 66の一部

次の区域を上黒谷9字重馬に編入する。

大字	字	地番
上黒谷	4字 無二山	17の2の一部 18の6の一部 19の3の一部 19の4の一部 34の一部
	10字 シメ田	29
	12字 三反田	23の一部 45の一部 46の一部 53の一部 54の一部
下黒谷	14字 長本	1から5まで
	19字 下九神田	4の1 4の2 8 9の1 11の一部 12の一部 14の一部
上舌	28字 川原	5の2 6の2 7の2 10の2 13の2 14の2 15の2
これらの区域に介在する水路である市有地の全部		

次の区域を上黒谷12字三反田に編入する。

大字	字	地番
上黒谷	17字 大門	28の1の一部
下黒谷	21字 大門	13の1 14の1 15の1 15の2 18 19
	22字 中障子	6の1 8 9の1 56
これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部および上黒谷17字 25の1の地先の道路である市有地の全部		

次の区域を上黒谷 18 字宅地に編入する。

大字	字	地番
上黒谷	12 字 三反田	48 の一部 50 の一部
	17 字 大門	25 の1 28 の1 の一部 29 の1
これらの区域に隣接する道路である市有地の全部		

次の区域を上黒谷 19 字坂屋敷に編入する。

大字	字	地番
上黒谷	12 字 三反田	36 から 39 まで 52 56 の一部
		57 の一部
上黒谷 20 字 16、19、20、51、52 に隣接する道路、水路である市有地の全部および 上黒谷 20 字 81 の地先の道路である市有地の全部		

次の区域を上黒谷 20 字大故地に編入する。

大字	字	地番
上黒谷	21 字 上大故地	7 の1 8 の2 12
これらの区域に隣接する水路である市有地の全部および上黒谷 20 字 78 に隣接する水路である市有地の全部並びに 20 字 88 の地先の道路である市有地の一部		

次の区域を上黒谷 22 川原に編入する。

大字	字	地番
上黒谷	20 字 大故地	66 の一部 67 の一部 88 の一部
		89 の一部 94 の一部 96 の一部
	23 字 木野地	53 の一部

次の区域を上黒谷 24 字上穂野木に編入する。

大字	字	地番
上黒谷	20 字 大故地	65 の一部 66 の一部 93 の一部
		94 の一部 96 の一部 97 の一部
	23 字 木野地	49 53 の一部
これらの区域に隣接する道路、水路である市有地の全部		

次の区域を上黒谷 2 5 字下穂野木に編入する。

大字	字	地 番
上黒谷	2 0 字 大故地	6 5 の一部 9 6 の一部 9 7 の一部
	2 2 字 川原	2 9 の一部
	2 3 字 木野地	5 3 の一部
	2 4 字 上穂野木	5 2 から 5 5 までの各一部
下黒谷	2 4 字 竹淵	1 の 1
これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部		

次の区域を下黒谷 1 9 字下九神田に編入する。

大字	字	地 番
上黒谷	1 2 字 三反田	1 2 の 1 の一部 2 0 から 2 2 までの各一部 4 4 の一部 4 5 から 4 7 までの各一部 6 0 の一部

次の区域を下黒谷 2 3 字登り立に編入する。

大字	字	地 番
下黒谷	2 2 字 中障子	3 1 の 1 3 5 3 6 の 1 3 6 の 2
これらの区域に隣接介在する水路である市有地の全部		